

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

作成日 2021/10/27

最終更新日 2021/10/27

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和3年10月27日
国立大学法人名		福井大学
法人の長の氏名		上田 孝典
問い合わせ先		総務部総務課 (TEL : 0776-27-8078、E-mail : s-soumu@ad.u-fukui.ac.jp)
URL		https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/management11/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	有	<p>確認の方法</p> <p>第89回経営協議会（令和3年6月22日開催）において、全原則の適合状況等について確認いただきたい旨案内。</p> <p>令和3年8月10日に、全原則の適合状況等について確認依頼及び意見聴取を行い、その結果について第90回経営協議会（令和3年10月25日開催）において審議了承を経た。</p> <p>経営協議会からの意見及び対応については、以下のとおり。</p> <p>全体</p> <p>【意見】</p> <p>国立大学法人のミッションを踏まえた、ビジョン、目標、戦略の策定とその実現のための体制の構築については、「格致」を基本理念とした「福井大学ビジョン2040」の実現のための目標及び戦略、未来像も含めて極めて明確で水準の高いものとなっていると感じました。ただそれらを実践し具現化するためには、在学期間が限定されている学生の存在もあり、人材の育成、教育、研究を実践する学生への対応について一考を要するのではないかと考えます。</p> <p>【対応】</p> <p>本学では、大学の理念を基に各学部等の理念を策定し、ホームページ等への掲載のほか、学生の目につきやすい各学部等に掲示することで、学生への理念の周知・浸透に努めている。</p>

また、「福大ビジョン 2040」の実現のため、学生が生涯にわたり自らの力を伸長できるよう、主体的課題探求・解決型の手法を用いた多職種連携教育を導入・発展させることで、包括的に課題に対処できる資質・能力を持った卓越高度専門職業人の養成を目指しており、また、「学びの母港」を地域に構築、展開し、地域の発展を支える専門職の生涯にわたる職能成長を支えるリカレント教育や、地域が求めるリカレント教育を整備することにより、在学期間のみならず、多様な学びの機会を提供することとしている。

【 対応済み ・ 検討中 ・ 今後の課題 】

原則 1－1 等

【意見】

国際的、地域的な重要課題に対して、「福井大学こそなさねばならないこと」あるいは「福井大学しかできないこと」の視点に立った施策がありましたら、この点を少し明記願いたい。

【対応】

国際的な施策として、連合教職大学院における「エジプト・日本教育パートナーシップ (EJEP)」人材育成事業や JICA 研修生受入事業等は、教員養成のグローバル化対応と日本型教育モデルの海外展開の両面において、これまでのアフリカ地域の教員研修や、学校や地域と連携した教育の実践研究や教師の資質向上の取組などが高く評価された先駆的な取組となっている点が挙げられる。

また、地域的な施策としては、福井県、嶺南地域の各市町及び産業界からの要望を受け、福井県内で地域振興が最も切望されている嶺南地域の課題解決を目指し、福井県・嶺南地域の各市町と連携協定を結び、大学の人材養成機能や研究成果を活用した社会共創により全学が一丸となって嶺南地域の振興を進めていくこととしている。

これまで国際的、地域的な重要課題に対しては、福井県の地域特性及び「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」や「国立大学改革プラン」、「ミッションの再定義」等を踏まえ、新学部「国際地域学部」を平成 28 年度に設置し、地域のステークホルダー（企業・自治体や高校生・保護者）のニーズを踏まえ、学生の主体的な学びと国際水準での教育により、地域の創生を担い、グローバル化する社会の発展に寄与できる人材を育成している。また、地域に必要なとされる今後の人材育成の在り方を探るために、地域事情や人口見通し、高等教育の状況、産業政策動向と合わせて、関係部局と共同で県内外の企業 83 社、県内 11 自治体を対象に調査・分析を

		<p>実施した上で、社会人へのリカレント教育を担う専門職大学院「国際地域マネジメント研究科」の設置を令和2年度に実現している。</p> <p>原子力分野においては、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ「原子力防災・危機管理部門」を附属国際原子力工学研究所に設置し、原子力工学の基礎及び応用研究に加え、シビアアクシデント対策、地震・津波、放射線防護等に関する教育研究を開始し、また、福井大学の原子力研究・教育を研究所のある敦賀キャンパスに集約し、令和2年度からは工学研究科の改組により、原子力安全工学コースによる学修一貫（学部3・4年、修士1・2年）の原子力教育を開始した。今後も「もんじゅ」の廃炉に関する研究やその跡地にできる新しい試験研究炉も視野に入れ、日本原子力研究開発機構、関西圏や県内の大学や高専、敦賀市、福井県とも連携し、将来の原子力を担う専門家の育成とともに、防災や廃炉を含む地域の原子力産業に貢献していく。</p> <p>その他、「福井大学の特色ある取組」として、本学の強みをまとめ、大学ホームページ等で公表している。</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/public/pub/distinctive/ 【 対応済み ・ 検討中 ・ 今後の課題 】</p>
<p>監事による確認</p>	<p>有</p>	<p>確認の方法</p> <p>令和3年8月4日及び24日に、全原則の適合状況等について説明を行うとともに意見聴取を行い確認を行った。</p> <p>監事からの意見及び対応については、以下のとおり。</p> <p>原則1-1</p> <p>【意見】</p> <p>本学の理念・ミッションを踏まえ、中長期的な視点からビジョン及び目標・戦略を明文化し、本学の理念を実現するための道標として、2040年に向け福井大学の未来像を具現化するための「福大ビジョン2040」を策定しているが、今後は実現に向けた具体的な道筋及びそれを基にした計画を明示し、ビジョンの達成を期待する。</p> <p>【対応】</p> <p>本学では、「福大ビジョン2040」を踏まえ、具体的な道筋ともなる第4期中期目標期間における中期計画（素案）を策定している。策定した中期計画は、第4期中期目標期間中、毎年度、IR室による進捗状況の自己点検・評価を実施することとしており、当該評価結果を学長へ報告し、学長から関係部局等へ必要な措置を指示することで、中期計画の確実な実現を目指していく。</p> <p>【 対応済み ・ 検討中 ・ 今後の課題 】</p>

		<p>原則 1 - 2 ①</p> <p>【意見】 適切な資源配分について、資金の他、人員を含めた資源配分についても、明記願いたい。</p> <p>【対応】 各部局から提出される人員計画については、常勤役員で構成する会議において全学的な視点からその都度審議している。また、平成 26 年度に創設した学長管理ポイントを、学長が必要と認めた部局に対して、同ポイントを使用できることとしてきた。令和 4 年度以降については、現在調整中ではあるが、若手・女性・外国人教員を雇用する際には、別途学長管理ポイントを設ける予定である。</p> <p>その他、学部・研究科の設置時においては、別途学長裁量経費を使用し、教員を配置することができるよう措置している。</p> <p style="text-align: right;">【対応済み ・ 検討中 ・ 今後の課題】</p> <p>原則 1 - 3 ③</p> <p>【意見】 ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針に関し、具体的な目標や達成率についても、今後明示してほしい。</p> <p>【対応】 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を令和 4 年 4 月に向けて策定予定であり、その中に達成率等の具体的な目標を掲げる予定である。</p> <p style="text-align: right;">【対応済み ・ 検討中 ・ 今後の課題】</p> <p>原則 2 - 3 - 2</p> <p>【意見】 経営層の厚みの確保、経営の厚みに繋げる活用方法も示してほしい。</p> <p>【対応】 教育研究評議会等への参画等を通じ、次の部局長等を養成し、さらに次の副学長、役員を養成するようにしている。</p> <p style="text-align: right;">【対応済み ・ 検討中 ・ 今後の課題】</p>
その他の方法による確認		特になし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	無	当法人は、各原則をすべて実施しています
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	無	該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄
<p>原則 1-1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋</p>	<p>有</p>	<p>本学の理念である「格致（かくち）によりて 人と社会の未来を拓（ひら）く」を踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を明文化した「福大ビジョン 2040」を策定している。同ビジョンは、2040 年における福井大学の未来像及びその未来像に向けたミッションとして次のとおり構成している。</p> <p>○2040 年における福井大学の未来像</p> <p>◆世界に通じる地方総合大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーチャルキャンパス、オンライン教育による世界とのアクセス拡大 ・国内外の大学・機関との結びつきの強化 ・地域連携プラットフォームを通じた県内高等教育機関との協働・地域共創 <p>◆社会から頼りにされる、活力ある大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井県の特徴も踏まえたひとつづくり・ものづくり・ことづくり、地域医療と地域教育の拠点機能、産学官金連携活動 ・教職員・学生「ここで働くこと、学ぶことにプライドをもち、今を生き活きと過ごす」 <p>○福井大学の未来像に向けたミッション</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育 <ul style="list-style-type: none"> ・深い実践的教養を備える卓越高度専門職業人の育成 ・学生のキャンパスライフの質向上 ・「学びの母港」構築による人生 100 年時代へ対応 2. 研究 <ul style="list-style-type: none"> ・福井に根ざした人類知の創出 ・世界に通じる研究力とイノベーション創出 ・若手研究者の育成の実質化 3. 国際化 <ul style="list-style-type: none"> ・世界と伍する教育研究環境の構築 ・「福井と世界を結ぶゲートウェイ」の実現 4. 地域共創 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化の中核拠点としての機能・役割の一層の強化 ・県内高校からの志願者増と卒業後の地元定着化 5. SDG s <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会の実現への寄与 6. カーボンニュートラル <ul style="list-style-type: none"> ・地域のゼロカーボン・キャンパスのカーボンニュートラルの実現 7. 経営マネジメント <ul style="list-style-type: none"> ・適切な学部・大学院の体制・規模の確保 ・総力的大学経営の実現

		<p>なお、「福大ビジョン 2040」については、令和 3 年 4 月に策定後、各学部等への掲示や本学ホームページに掲載し、学内教職員への周知を行った。また、報道関係に向けてメール配信したほか、パンフレット形式の印刷物も発行し、今後、様々なステークホルダーとの意見交換等の機会で広く周知する予定である</p> <p><第 4 期中期目標素案より抜粋></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報目的別に戦略的に分類した各ステークホルダー区分への説明会・意見交換会等を隔年で実施 <p>「福大ビジョン 2040」</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/about/fukudaivision2040/</p>
<p>1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>	<p>有</p>	<p>中期目標・中期計画の進捗状況と検証結果については、「中期目標の達成状況報告書」や「業務の実績に関する報告書」において記載し、本学ホームページで公表している。</p> <p>また、検証結果を基に改善に反映させた結果等については、次年度の業務実績報告書に掲載し公表するとともに、改善等が必要な事項に関しては、新たに策定した内部質保証規程等において、対応方針、対応措置の実施計画を策定し、その進捗状況を報告することを定めており、実施後、順次公表することとしている。</p> <p>(中期目標の達成状況報告書)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management02/</p> <p>(業務の実績に関する報告書)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management04/</p> <p>(認証評価に関する自己評価書)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management05/</p>
<p>1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	<p>有</p>	<p>○本学では、経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制について、以下のとおり定めるとともに、ホームページ上にそれぞれについて公表している。</p> <p>学長については、国立大学法人福井大学役員規則第 2 条において、「学長は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 92 条第 3 項に規定する職務を行うとともに、本法人を代表し、その業務を総理する」と定めている。</p> <p>(国立大学法人福井大学役員規則)</p> <p>https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/8.html</p> <p>○理事については、国立大学法人福井大学役員規則第 2 条第 2 項において、「理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う」と定めている。この規定に基づき、国立大学法人福井大学理事に関する規則第 2 条において、理事が掌理する業務を定めるとともに、各理事の所掌業務について、本学ホームページに掲載している。</p> <p>(国立大学法人福井大学役員規則)</p> <p>https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/8.html</p> <p>(国立大学法人福井大学理事に関する規則)</p>

		<p>https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/10.html</p> <p>○副学長については、国立大学法人福井大学学則第 14 条において、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定めている。また、国立大学法人福井大学理事に関する規則において、「第 2 項第 1 号から第 3 号までの理事は、副学長の職を兼ねるものとし、理事の職務に支障のない範囲内で、学生の教育・指導等の職務を併せて行うことができるものとする。」と定めており、当該者は理事としての所掌業務に関し、副学長としての権限と責任を有している。さらに福井大学副学長に関する規程により国立大学法人福井大学理事に関する規則第 2 条第 4 項によらない副学長の職務を定めるとともに、本学ホームページに掲載している。</p> <p>(国立大学法人福井大学学則)</p> <p>https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/1.html (国立大学法人福井大学理事に関する規則)</p> <p>https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/10.html (福井大学副学長に関する規程)</p> <p>https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/39.html</p> <p>○学長補佐については、福井大学学長補佐に関する規程第 1 条において、「福井大学(以下「本学」という。)に、学長補佐を置くことができる」と定め、同規程 3 条において、学長の命を受けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学的な企画、立案等へ参画すること。 ・理事又は副学長を補佐すること。 ・随時、学長の求めに応じ、調査及び検討等を行い意見を述べること。の職務を行うことと定めるとともに、本学ホームページにおいて公表している。 <p>(福井大学学長補佐に関する規程)</p> <p>https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/40.html</p> <p>○国立大学法人福井大学法人規則において、役員会を(第 10 条)、経営に関する重要事項を審議する機関として経営協議会を(第 12 条)、教学運営に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会(第 13 条)をそれぞれ設置することを定めている。</p> <p>(福井大学法人規則)</p> <p>https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/3.html</p>
<p>1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含め</p>	<p>有</p>	<p>ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針について、本学の理念である「格致によりて人と社会の未来を拓く」の実現、組織の活性化並びに教育・研究・医療及びこれらを通じた社会貢献の一層の向上を目指した「国立大学法人福井大学人事基本方針」及び「国立大学福井大学における経営・運営体制の構築等について」を策定し、教職員に求める人材像や選考方法並びに理事・副学長等に求める人材像や役割等を明確にし、公表している。</p> <p>(国立大学法人福井大学人事基本方針)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/jinji_basic_policy.pdf</p>

た総合的な人事方針		<p>(国立大学福井大学における経営・運営体制の構築等について)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/taiseiseibi_r3_4.pdf</p>
1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	有	<p>自らの価値を最大化するべく教育研究活動のために必要な支出額を勘案のうえ、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画について、中期目標・中期計画期間における予算、収支計画及び資金計画を策定し、以下のとおり公表している。</p> <p>中期的な財務計画 (国立大学法人福井大学中期目標・中期計画一覧表 16～21 頁 予算、収支計画及び資金計画)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management01/</p>
1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等(法人の活動状況や資金の使用状況等)	有	<p>教育研究の費用及び成果等について、「財務諸表」の附属明細書でセグメント情報(費用収益の明細)を掲載し、経営の透明性確保に努めているほか、「福井大学統合報告書」により、大学の機能強化による取組や学部・研究科等別の教育研究等の活動状況について、財務情報と非財務情報(教育研究等の成果・実績等)を多様なステークホルダーが理解しやすいよう分かりやすくまとめ、ホームページへの掲載や各種会合等を通し広く公表している。</p> <p>セグメント情報(費用収益の明細) (国立大学法人福井大学財務諸表 21～22 頁 開示すべきセグメント情報)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/finance/management09/ 福井大学統合報告書 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/finance/management09/</p>
1-4② 法人経営を担い、人材を計画的に育成するための方針	無	<p>本学の理念である「格致によりて人と社会の未来を拓く」の実現、組織の活性化並びに教育・研究・医療及びこれらを通じた社会貢献の一層の向上を目指した「福井大学人事基本方針」(https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/jinji_housin.pdf)及び「国立大学福井大学における経営・運営体制の整備等について」(https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/taiseiseibi_r3_4.pdf)を策定し、法人経営の一端を担う副学長等に求める人材像を明確にした上で、全学的な視点を養成できるよう、十分な研修機会の提供や教育研究評議会等への参画を実施している。</p> <p>福井大学事務局は、我々が実現すべき、ありたい姿(目指すべき組織の方向性)を「事務局ビジョン」として掲げた上で、事務局ビジョンを達成するために、具体的にどのように行動すべきかを「職員の行動指針」として明確に、これらを実現するため、人事ポリシー(人事施策の基本方針)を策定し、計画的・継続的な人事施策を着実に実行しつつ、「自ら成長しようとする職員」と「組織を通じて変革と価値創造を行おうとする職員」に対し、最大限の支援を実施している。具体には、各種研修の受講の</p>

		<p>ほか、「免許資格の取得等に関する助成規程」により、各部局長が業務遂行に必要と認める免許資格を取得等する場合に経費を助成している。また、各職員が自発的に行う教室・研修等の受講や資格取得・検定試験の費用については、「スキルアップ助成制度」により助成している。</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/PApolicy.pdf</p> <p>経営人材の育成については、非常勤理事及び監事に民間企業役員経験者を採用し、それらの者からの経営感覚を身につけたり、国立大学協会、経営団体等が実施するセミナー等に参加するなど、次代の経営人材の育成を進めている。</p> <p>(国立大学協会が主催する大学マネジメントセミナー等参加状況(令和3年4月1日～9月30日:延べ4名)</p> <p>(福井大学人事基本方針)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/jinji_housin.pdf (福井大学事務局人事ポリシー)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/PApolicy.pdf</p>
<p>原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>有</p>	<p>学長を補佐する人材(理事、副学長、学長補佐)の責務・役割、人材育成等を定めた「国立大学福井大学における経営・運営体制の整備等について」等により、以下のとおり学長を補佐する人材を選任・配置し、サポート体制を整備、実施している。</p> <p><求める人材像></p> <p>①理事</p> <p>理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。</p> <p>併せて、登用に当たっては、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、産業界、他の教育研究機関等の外部の経験の有無を考慮するものとする。</p> <p>②副学長</p> <p>副学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。</p> <p>③学長補佐</p> <p>学長補佐は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。</p> <p>④学部長及び研究科長並びに部門長</p> <p>学部長及び研究科長並びに部門長は、人格が高潔で、学識が優れ、本学で定められた運営方針を執行するとともに、責任を持って適切かつ効果的な学部、研究科、部門の運営を行うことができる者とする。</p> <p><経営人材の育成></p> <p>副学長等に対し、国立大学協会等が主催する研修等、十分な研修機会を提供するとともに、教育研究評議会等への参画等を通じ、経営人材としての全学的な視点を養成</p>

		<p>していくものとする。</p> <p>各補佐人材の責任・権限等については、以下に公表している。</p> <p>組織図：https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/exec/organization/ 国立大学福井大学における経営・運営体制の整備等について https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/management11/governancecode/ 国立大学法人福井大学理事に関する規則 https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/10.html 役職者に関する規定 https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/9.html 福井大学副学長に関する規程 https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/39.html 福井大学学術研究院部門長等任命等に関する規程 https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/41.html 福井大学学部長等任命等に関する規程 https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/42.html 福井大学役職者の任命等に関する規程 https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/43.html 福井大学学長補佐に関する規程 https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/40.html</p>
<p>原則 2-2-1 役員会の議事録</p>	<p>有</p>	<p>役員会規則において、役員会は学長、理事で構成するとされており、学長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保している。</p> <p>学長が、次の事項について決定しようとするときは、役員会の議を経なければならないとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標についての意見、年度計画 ・ 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 ・ 予算の作成、執行、決算 ・ 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置・廃止等の重要事項 <p>また、原則として、毎月 1 回開催する。ただし、学長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。適時適切な開催、審議により、学長が国立大学法人法で定める事項に係る意思決定を、迅速かつ的確に行うことができるようにし、国立大学法人のガバナンス機能を最大限発揮することに努めている。</p> <p>役員会の議事要旨については、本学ホームページ「役員会議事要旨」(https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/exec/organization/board-proceedings/)に掲載している。</p>

<p>原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>	<p>有</p>	<p>本学の理念である「格致によりて人と社会の未来を拓く」の実現、組織の活性化並びに教育・研究・医療及びこれらを通じた社会貢献の一層の向上を目指した「国立大学法人福井大学人事基本方針」及び「国立大学法人福井大学における経営・運営体制の構築等について」を策定し、その目的に合致する人材の発掘・登用を実施するとともに、常勤役員で構成する人事会議において、女性、若手、外国籍の教員等の割合について定期的に確認している。また、女性の活躍に関する情報（役員、管理職に占める女性の割合等）について、毎年4月1日現在のデータをホームページで公表している。</p> <p>(女性の活躍に関する情報の公表について)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/management11/</p>
<p>3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>	<p>有</p>	<p>経営協議会の学外委員の選考方針としては、委員数の過半数とし、大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものと定め、大学ホームページに公表している。(経営協議会規則第2条)</p> <p>また、令和2年度の選考方針として、学長が任命するにあたり、以下の観点により選考を行った。</p> <p>(1) 教育、医学、工学及び国際地域に深い知識・実践経験を有する者、自治体関係者、企業経営に知見・経験を有する者や産業界関係者、大学経営に知見・経験を有する者、報道関係者等の多様な関係者から幅広い意見等を聴取できるように選考する。</p> <p>(2) グローバルな視野、地域の期待からの意見等を的確に把握できるように選考する。</p>
<p>3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>	<p>有</p>	<p>国立大学法人福井大学学長選考規則において、学長に求められる資質及び能力を定めるとともに、選考の都度、選考方針により、法人の長に必要なとされる資質・能力に関する基準や選考手続及び日程を定め、学内に公示した上で学長選考会議が主体的に選考を実施することとしている。</p> <p>平成30年度に実施した学長選考手続においては、学長選考会議が、学長候補者が学長に求められる資質及び能力を十分に有しているか、また、学長候補者が提示した所信等に妥当性があるか、という観点について、学内幅広い関係者による多面的な意向を参考に判断するため、以下の意向聴取を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人福井大学学長選考規則 (https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/6.html) 第12条に規定する意向聴取において、その資格を有する役職員約780名から、学長候補者の資質、所信に掲げる目標等について、意向聴取を実施 ・最終学長候補者に対して、ヒアリングを実施 <p>また、基準、選考結果、選考過程及び選考理由については、次期学長最終候補者の決定後、直ちに記者会見を行うとともに、次期学長最終候補者決定の公示として</p>

		<p>本学ホームページにより公表している。 (次期学長最終候補者決定の公示) https://www.u-fukui.ac.jp/wp/news/43027/</p>
<p>3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>	無	<p>学長の任期及び再任の可否等については、国立大学法人福井大学学長の任期に関する規則において、以下のとおりとし、当該規則を大学ホームページ (https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/exec/organization) に公表している。</p> <p>(学長の任期)</p> <p>第2条 学長の任期は、4年とし、引き続き再任されることができる。この場合において、再任の任期は2年とする。</p> <p>2 学長の再任は原則として1回とする。ただし、学長選考会議が特に必要と認める場合に限り、2回の再任を可とする。</p> <p>3 学長が辞任を申し出た場合又は欠員となった場合の後任の学長の任期は、学長選考会議が、残任期間等を考慮し定めるものとする。</p> <p>4 学長は、引き続き8年を超えて在任することはできない。</p> <p>(国立大学法人福井大学学長の任期に関する規則) https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/9.html</p>
<p>原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>	有	<p>学長の解任の申出に係る手続きについては、「国立大学法人福井大学学長選考会議規則」第5条に定めており、同規則は本学ホームページにおいて公表している。</p> <p>(学長の解任の申出)</p> <p>第5条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学長たるに適しないと認めるときは、その学長の解任を文部科学大臣に申出るものとする。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>(3) 学長の職務の執行が適当でないため本法人の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。</p> <p>(国立大学法人福井大学学長選考会議規則) https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/5.html</p>
<p>3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>	有	<p>第41回学長選考会議及び第42回学長選考会議において、国立大学法人評価委員会作成の業務実績報告書等書類及び監事からの意見聴取に基づき、学長の業務執行の状況について確認を行い、当人に通知しており、本学ホームページに公表している。</p> <p>(令和元年度業務執行状況の確認結果について) https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/sikkoujoukuou_r1.pdf</p>

<p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>	<p>有</p>	<p>本学においては、学長の下に教学及び経営を担当する 6 名の理事を配置して学長を補佐しており、この体制の下、総合教職開発本部設置を始めとする様々な改革が実行されている。第 4 2 回学長選考会議において、福井大学における大学統括理事の設置について審議したところ、現時点では設置を見送ることとした。</p>
<p>基本原則 4 及び 原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>	<p>有</p>	<p>教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たすため、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていくために、本学ホームページや冊子等により、本学の教育研究情報を始め、法人経営、社会貢献活動等に係る様々な情報を原則 4-1 のとおり、適切に公表している。</p> <p>また、令和 3 年 4 月には、本学の理念を実現するための道標として、2040 年に向け、福井大学の未来像を具現化するため「福大ビジョン 2040」を策定し、併せて各学部等への掲示や本学ホームページに掲載し、広く公表している。</p> <p>福大ビジョン 2040 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/about/fukudaivision2040/</p> <p>内部統制の仕組みについては、国立大学法人福井大学業務方法書第 2 条において、内部統制システムの整備と継続的な見直し、役職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努める事を規定している。</p> <p>また、同方法書第 3 条において、内部統制システムに関する事務を統括する役職員及び内部統制システムの整備を推進するための体制の決定、モニタリングを行うために必要な規程の整備、内部統制システムに関する事務を統括する役員への定期的な報告の確保を規定している。</p> <p>これらの規定の下、次の内部統制に係る規則を設け、所掌する理事の下で、内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図っている。</p> <p>国立大学法人福井大学業務方法書 https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/315.html</p> <p>国立大学法人福井大学内部統制システム運用規則 https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/rule/1162.html</p>
<p>原則 4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	<p>有</p>	<p>法令に基づく適切な情報公開（法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報）については、大学ホームページや冊子等により公表している。情報公開にあたっては、カテゴリ毎のページにおいて関係のニュースを表示するようにしており、ステークホルダーが関係する情報がわかりやすいようにしている他、特設ページの設置やイラストを加えることによって情報のわかりやすさを工夫している。</p> <p>(理念・ビジョン) https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/about/ (財務・調達情報)</p>

		<p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/finance/ (研究・産学官連携)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_scholar/relation/partnership/ (社会貢献)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/special/</p>
4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	有	<p>情報公開にあたっては、報道関係、受験生・その保護者、学生・その保護者、多様な関係者を有することを踏まえ、各ステークホルダーが取得する情報をカテゴリ毎のページにし、関係のニュースを表示している。広報誌など誌面での情報提供、内容が伝わりやすいように動画コンテンツ、SNS を用いてホームページや誌面の閲覧者を増やすようフォローしている。</p> <p>(報道各社)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/press/ (報道各社、地域社会)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/public/pub/distinctive/ (受験生・保護者向け)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/special/ (学生・保護者向け)</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/public/pub/fukupre/</p>
4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報	有	<p>教育情報として、「学生が身に付けることができる能力」を、学部及び大学院の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)として公表している。また、その能力を学生が身に付けた根拠として、教育に対する学生の満足度を調査し、「教育・研究に対する意識・満足度調査結果」として公表しており、卒業予定者においては、「専門知識や技能」「実践的な能力」「広い視野での物事を多面的に考える力」「課題探究・問題解決能力、自己学習力」等の修得状況について、学部、大学院のいずれにおいても肯定的な回答が90%を超えている。</p> <p>ディプロマポリシー： https://www.u-fukui.ac.jp/cont_life/academic/polycy/#curriculum/</p> <p>教育・研究に対する意識・満足度調査結果： https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/H27-R1_hikaku.pdf</p> <p>学生の進路状況については、大学院進学、就職、その他を合わせた進路決定率は、全体でR2年度は98.4%(昨年度98.8%)と高水準を維持している。就職率は、97.9%(昨年度98.4%)とこちらも高水準を維持しており、複数学部を要する国立大学の実就職率ランキングでは、14年連続1位を獲得している。第3期中期計画・中期目標において、96%以上の高い就職率を維持することを目標としており、今後もキャリア教育の充実ときめ細かな就職支援を継続していく。</p> <p>学生の進路状況、大学進学率、就職率、就職先情報、就職支援体制等については、基礎資料：https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/public/pub/material/ キャリアセンターホームページ就職実績：http://www.career-c.u-fukui.ac.jp/about/employment/</p>

	にて公表しており、14 連覇についても大学の PR の一環としてホームページ上に掲載している。
--	---

<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>	<p>無</p>	<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/management11/</p> <p>一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/ 福井大学基礎資料</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/public/pub/material/</p> <p>二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報</p> <p>組織図</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/exec/organization/ 規程集（公開用）</p> <p>https://www3.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/ 中期目標期間に係る評価</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management02/</p> <p>・ 監査に関する情報</p> <p>監事監査計画書</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/exec/whip/ 監事及び会計監査人の監査報告書</p> <p>https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/finance/management10/</p> <p>■医療法施行規則第 7 条の 2 の 2 及び同規則第 7 条の 3 に規定する情報</p> <p>管理者の選任に当たって、管理者の資質及び能力に関する基準及び合議体の設置については、以下に公表している。</p> <p>https://www.hosp.u-fukui.ac.jp/outline/disclosure/b_notification/</p> <p>■医療法施行規則第 15 条の 4 第 2 号に規定する情報</p> <p>https://www.hosp.u-fukui.ac.jp/outline/approach/safety-measure/ 上記ページにおける福井大学医学部附属病院医療安全管理業務監査委員会委員がそれに該当している。</p>
--------------------------------	----------	--